

(3) 情報提供の充実

取り組みの方向性

障がいのある人が必要な情報を入手しやすくするため、アクセシビリティに配慮した情報発信や、わかりやすい情報提供に継続して取り組みます。

特に、障害福祉サービスの利用にあたっては、本人に不利益のないよう、「障がい福祉ガイドブック」等を活用し、制度やサービスについてわかりやすい情報提供に努めます。

■主な取り組み

概要	障がいに配慮した情報提供の推進	担当課	総合政策課、福祉課
内容	<p>○令和4年5月に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を踏まえ、障がいのある人とない人で情報取得において格差が出ないように、障がいのある人に配慮した情報発信や、手話言語やスマートフォンアプリ等の ICT 技術も活用したコミュニケーション手段の一層の充実に努めます。</p> <p>○広報などの作成は、色覚多様性のある人に配慮した色使いや、UD(ユニバーサルデザイン)書体を使用します。</p> <p>○日常生活の中でも特に重要な災害情報の提供について、迅速に取得できるよう、アクセシビリティの向上に努めます。また、災害時要援護者の避難支援制度についても、自主防災組織や事業所とも連携した情報提供や利活用の促進に努めます。</p> <p>○障害福祉サービスや各種手当等の重要な情報について、広報や町ホームページにて周知を行うとともに、SNS 等を活用したプッシュ型通知の導入等も検討し、できる限り多くの人に情報が伝わるよう努めます。</p>		
概要	障害福祉サービスに関する情報提供	担当課	福祉課、総合政策課、生涯学習課
内容	<p>○広報や町ホームページ、職員出前講座やリーフレットの配布などを通じて、障がいのある人に関する法律や制度、障害福祉サービスや相談窓口について情報提供を行います。</p> <p>○相談時や、障害者者手帳の交付時に「障がい福祉ガイドブック」等を活用し、多様化する障害福祉サービスや支援策についてわかりやすく説明を行います。</p> <p>○情報提供の内容を見直し、誰にでもわかりやすい表現にするなど、追加・改訂を行い、情報提供の拡大を図ります。</p>		

(2) 相談支援体制の充実

取り組みの方向性

障がいのある人の困りごとや悩みに対し、適切に対応できるよう、本町における相談員の資質向上に努めるとともに、障害福祉サービスの事業所や教育機関、また地域の民生委員児童委員とも連携を図りながら、相談支援体制の充実を図ります。

■主な取り組み

概要	身近な相談体制の充実	担当課	福祉課
内容	○障がいのある人が適切なサービスを選択し利用することができ、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活を送るために、身近なところで相談や支援が受けられるよう相談機能の充実を図ります。また、相談支援事業所や地域での身近な相談先である民生委員児童委員や地区福祉委員とも連携し、気軽に相談できる体制づくりに努めます。		
概要	専門的な相談支援の推進	担当課	福祉課
内容	○各相談窓口寄せられた相談について、専門性を必要とする場合や関係機関の連携が必要なケースについては、基幹相談支援センターが中心となって、適切な障害福祉サービスの利用支援や、関係機関へのつなぎ役を務め、課題・問題の解決を図ります。また、各相談窓口の認知度に課題がみられることから、福祉サービス事業所等とも連携し、認知度の向上に努めます。		
概要	相談員の資質向上	担当課	福祉課
内容	○相談窓口寄せられる相談は多様化し、専門的知識を必要とする内容が増加していることから、自立支援協議会等の関係機関と連携し、研修会を開催するなど資質の向上と相談員同士の連携強化を図ります。		
概要	連携による相談支援の充実	担当課	学校教育課、福祉課
内容	○長期の不登校やひきこもりの背景には、障がい起因するケースも多いことから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、また地域包括支援センターの相談員等とも連携し、保護者や家族の相談から、必要に応じて適切に障がい福祉の支援につなげる連携体制の充実を図ります。 ○発達障がいは、成人し就労してから初めて課題や問題が顕在化することも多いことから、就労に関して悩みや困難を抱えた人が、適切に相談機関や支援につながるができるよう、医療機関やハローワーク等とも連携した相談体制の充実に取り組みます。		

(4) 生活支援サービスの提供

取り組みの方向性

地域で安心して生活できるよう、それぞれの状況やニーズに応じた適切な障害福祉サービス等の提供に取り組むとともに、経済的な負担の軽減にむけて、各種手当の支給や医療費等の助成、また福祉用具や日常生活用具の経費の助成に取り組めます。

■主な取り組み

概要	障害福祉サービス等の充実	担当課	福祉課
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○自立支援協議会を通じて、課題の洗い出しや、課題解決のためのサービスの提供体制の充実に向けた検討を進めます。また、地域のサービス基盤の整備を進めていけるように、専門部会等の内容の充実を図ります。 ○ホームヘルパーを派遣し、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等の支援を行う居宅介護について、事業所と連携し提供体制の充実に努めます。 ○介助者が急病などの際に、障がいのある人を預かり、入浴、排せつ、食事などの介護を行う短期入所について、事業所と連携し提供体制の充実に努めます。 		
概要	移動や外出への支援	担当課	福祉課
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○屋外での移動が困難な方に、外出や余暇活動への支援を行う移動支援の充実を図ります。 ○視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人等に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等、外出する際の必要な援助を行います。 ○知的障がいまたは精神障がいにより行動に困難を有する障がいのある人等で、常時介護を要する人に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護等、行動する際の必要な援助を行います。 ○障がい児を養育する保護者が安心して就労することができるよう、学校や事業所への送迎を支援する体制の構築に努めます。先進地の事例も参考にしながら、本町における新たな支援制度の構築、あるいは、住民間の互助制度も含めた既存の制度の活用・応用による支援が実現できるよう、関係機関と連携した検討・協議を推進します。また、制度の実現にあたっては、利用者・支援者の両者からみて、持続可能な制度となるよう十分に配慮また検討を行うものとします。 		
概要	経済的支援の推進	担当課	福祉課
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人の状況に応じて支給される特別障害者手当や障害児福祉手当、特別児童扶養手当等の制度を広報紙や町ホームページなどで周知します。 ○指定医療機関で、18歳以上の身体障害者手帳を持っている人が、障がいを軽くしたり、回復させるために必要な医療や治療(手術含む)を受ける場合に、医療費の一部を公費で負担します。また、精神疾患で継続的な通院による医療が必要な人が指定医療機関に通院する場合、医療費の一部を公費で負担します。 		

(5) 重度障がい児・者等への支援

取り組みの方向性

重度の障がいがあっても希望する地域で生活できるよう、障害福祉サービスの供給や経済的負担の軽減、緊急時の体制整備など、多角的な支援に取り組みます。

また、医療的ケアが必要な人が安心して生活できるよう、保健・医療・福祉が連携した支援に取り組みます。

■主な取り組み

概要	重度障がい児・者等への支援	担当課	福祉課
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○重度の障がいがある人が医療機関で支払った医療費の自己負担分の一部を助成します。 ○事業所等と連携し、重症心身障がい児を支援する児童発達支援や放課後等デイサービスの確保に努めます。 ○重度障がいの人が安心して生活できるよう、事業所と連携し重度訪問介護や、重度障がいにも対応した共同生活援助等の供給体制の充実に努めます。また、地域生活への支援として、住宅改造補助等の地域生活支援事業をニーズに応じて柔軟に運用できるよう努めます。 ○病院等への長期の入院による医療や、常時介護が必要な障がいのある人に対して、療養と、あわせて必要な訓練や日常生活上の介護等を行います。 ○在宅で入浴が困難な重度障がい児(者)に、巡回入浴車で自宅を訪問し、入浴を支援する訪問入浴サービスを行います。 		
概要	医療的ケア児(者)への支援の充実	担当課	福祉課
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、自立支援協議会や協議の場を通じ、保健・医療、障がい福祉、保育・教育等の関係機関が連携を図り、支援体制の充実に努めます。 ○医療的ケアを必要とする人が地域で安心して生活するためには、医療型ショートステイが必要不可欠です。緊急時の預かりや、介助者や保護者の休息時間の確保のためにも、近隣市町とも連携し、医療型ショートステイの供給体制の充実に努めます。 		
概要	高額医療費の支給	担当課	健康保険課
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関等に支払った医療費の一部負担金が、決められた自己負担限度額を超えた場合、申請に基づき医療費を支給します。 		
概要	強度行動障がい等への支援の検討	担当課	福祉課
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○強度行動障がい等専門的支援が必要なケースについて、相談支援事業所等とも連携し、本町における実態やニーズの把握に努めます。 ○強度行動障がい等の専門的な支援が必要な方への支援体制の充実にむけて、事業所に対して強度行動障害支援者養成研修等の受講の推奨に取り組みます。 		
概要	緊急通報体制の整備	担当課	福祉課
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○自宅で生活する一人暮らしの高齢者等に配布している緊急通報装置(通報装置と携帯用のペンダント型発信機)について、一人暮らしの重度障がいのある人への配布を検討します。 		

(2) 避難支援体制の充実

取り組みの方向性

近年、地震や大雨等の自然災害が全国的に頻発しており、障がいのある人の災害時の支援体制の充実が重要な課題となっています。

地域の自主防災組織や事業所等とも連携し、障がいのある人の避難支援体制の充実や、障がいに配慮された安心して避難できる避難所の整備に取り組めます。

■主な取り組み

概要	災害時の避難支援体制の整備	担当課	福祉課、防災交通課
内容	<p>○災害発生時に障がいのある人が安全かつ確実に避難することができるよう、地域や事業所等と連携し、避難行動要支援者名簿への登録を推進するとともに、一人ひとりの状況に応じた具体的な避難計画である個別避難計画の策定や避難支援員の確保に努めます。また、それらの制度を支援が必要な人が適切に利用できるよう、手帳や手当の更新時に情報提供や登録の呼びかけを行う等、利活用の促進に取り組めます。</p> <p>○障がいのある人の地域防災訓練への参加を促すことで、障がいのある人と住民の相互理解を深めるとともに、自治会等に対し、防災訓練等の際に障がいのある人の参加が可能となるよう、呼びかけや配慮の充実を図ります。</p>		
概要	障がいに配慮した避難所運営の充実	担当課	福祉課、防災交通課
内容	<p>○障がいのある人が安心して避難生活を送ることができるよう、事業所等とも連携し、仕切りや個室、バリアフリートイレなどが整備された、障がいのある人に配慮された福祉避難所の充実に努めます。</p>		
概要	緊急通報体制の整備 ※再掲	担当課	福祉課、防災交通課
内容	<p>○自宅で生活する一人暮らしの高齢者等に配布している緊急通報装置(通報装置と携帯用のペンダント型発信機)について、一人暮らしの重度障がいのある人への配布を検討します。</p>		

(3) 防犯対策の充実

取り組みの方向性

防犯対策に関して、全国的に比較的軽度の障がいのある人が消費者トラブルに巻き込まれたり、SNS等を通じたトラブルに巻き込まれるケースが増加しています。学校や関係機関とも連携し、障がいのある人の防犯教育を推進するとともに、地域や事業所とも連携した見守りの一層の充実に努めます。

■主な取り組み

概要	犯罪被害の防止に向けた取り組みの推進	担当課	総務課、防災交通課 学校教育課
内容	<p>○障がいのある人は、障がいのない人より犯罪被害にあうリスクが高いとされています。特に近年はインターネットや SNS を通じた被害が多いとされており、学校や事業者と連携し、早期に異変に気づき、声かけや相談から被害を未然に防止できる体制の充実に取り組みます。</p> <p>○障がいのある人や介助者等に向けて、消費生活センターとも連携し、障がいのある人等の消費者被害の未然防止や消費者としての自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及、情報の提供等の啓発活動を推進します。</p> <p>○SNS 等を通じた特殊詐欺の巧妙化により、障がいのある人が消費者トラブルに巻き込まれたり、違法性の認識なく特殊詐欺等に加担してしまうという事例が全国で発生しています。障がいのある人が消費者被害や特殊詐欺に巻き込まれることのないよう、学校や事業所と連携し、防犯教育や啓発を推進するとともに、家族や地域住民や事業者、また金融機関とも連携した相談・通報体制の強化に取り組みます。</p>		
概要	障がい者支援施設の防犯対策	担当課	福祉課
内容	○障がい者支援施設等の防犯対策を強化するため、県とも連携し、非常通報装置・防犯カメラ設置や外溝の設置・修繕など必要な安全対策への取り組みを支援します。		

(4) 計画目標

目標項目	実績値 令和5年	目標値 令和10年	担当課
障がいのある人の「避難行動要支援者」個別支援計画の策定者数	439人	560人	福祉課
消費生活相談の開催回数	5回/週	5回/週	総務課